

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月8日

【四半期会計期間】 第100期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 K Y B 株式会社

【英訳名】 KYB Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 大野 雅生

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(3435)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 森 竜雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(3435)3584

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 森 竜雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第2四半期 連結累計期間	第100期 第2四半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	138,825 (78,408)	185,882 (90,963)	328,037
税引前四半期(当期)利益又は 税引前四半期損失() (百万円)	3,432	12,674	16,340
親会社の所有者に帰属する四半期(当期) 利益又は親会社の所有者に帰属する 四半期損失() (第2四半期連結会計期間) (百万円)	3,757 (70)	9,502 (4,822)	17,087
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	1,174	10,426	36,590
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	72,920	131,438	110,683
総資産額 (百万円)	402,279	423,405	426,635
基本的1株当たり四半期(当期)利益 又は四半期損失() (第2四半期連結会計期間) (円)	147.08 (2.75)	362.45 (179.54)	668.95
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.1	31.0	25.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	908	7,297	20,826
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,640	5,896	6,281
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,943	3,044	1,146
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	63,828	67,412	68,700

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりです。

< HC (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業 >

当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、当第2四半期連結累計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 5. セグメント情報」に記載のとおりです。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであり、文中の下線部が変更箇所となります。

(4) 災害・事故・気候変動等のリスク

国内外の当社グループは全社BCPプロジェクト活動により大規模自然災害に対処しておりますが、生産拠点での地震や風水害、火災等の災害、戦争、テロ等が起こった場合、当社グループの生産能力が著しく低下する可能性があります。

また、当社グループの多くの工場では、油の特性を利用した油圧製品の生産を行っております。有機溶剤を使用する塗装設備、作動油・化学薬品等を貯蔵するタンク等があり、火災の発生や有害物質の流出による環境汚染の可能性があります。万が一、事故が発生した場合には生産活動が一時的に停止する可能性があります。

加えて、気候変動を緩和することを目的とした低炭素社会への移行は、政策、法律、技術、市場の変化を伴うため、気候変動緩和のために取り組んでいるCO2削減活動の進捗や結果は、企業の財務や評価、受注活動などさまざまな影響を与える可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間(2021年4月1日～2021年9月30日)における世界経済は、新型コロナウイルスの影響を受け、不透明な状況が続きましたが、ワクチン接種が先進国を中心に進み、経済活動が正常化しはじめたことで、景気回復の傾向が見られます。また、わが国経済においても、緊急事態宣言の発令、ワクチン接種が進んだことで新型コロナウイルスの感染状況も落ち着き、先行きは不透明ながらも徐々に経済活動が再開されてきており、景気回復に向けた動きが期待されます。

当第2四半期連結累計期間における当社グループの売上高につきましては、経済活動の再開による顕著な需要回復を受け、1,859億円と前第2四半期連結累計期間に比べ471億円の増収となりました。

そのため、営業利益につきましては137億97百万円(前年同期営業損失26億71百万円)、親会社の所有者に帰属する四半期利益につきましては、95億2百万円(前年同期親会社の所有者に帰属する四半期損失37億57百万円)となりました。

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

2019年3月期において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準()に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。()制振用オイルダンパーについては、大臣認定制度はありません。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人件費等の諸費用をその他の費用に計上しております。

なお、当第2四半期連結会計期間においては、2021年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー450本、制振用オイルダンパー964本の合計1,414本)を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、167億37百万円であります。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、当第2四半期連結累計期間より、報告セグメントの区分を変更し、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 5 . セグメント情報」に記載のとおりであります。

また、以下の説明におけるセグメント別の売上高は、外部顧客に対するものであり、セグメント別のセグメント損益はセグメント間取引消去前のものであります。

AC (オートモーティブコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は1,110億円と前第2四半期連結累計期間に比べ35.6%の増収となり、セグメント利益は71億9百万円(前第2四半期連結累計期間はセグメント損失13億7百万円)となりました。

HC (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、産業用油圧機器、舞台機構、艦艇機器、免振装置とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は680億円と前第2四半期連結累計期間に比べ32.9%の増収となり、セグメント利益は58億77百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ54億22百万円の増益となりました。

航空機器事業

当セグメントは、航空機器用離着陸装置、同操舵装置等から構成されております。

航空機器事業は、売上高は19億円と前第2四半期連結累計期間に比べ0.6%の増収となり、セグメント損失は18億79百万円となりました。

特装車両事業及び電子機器等

当セグメントは、特装車両及び電子機器等から構成されております。

当セグメントの売上高は50億円と前第2四半期連結累計期間に比べ26.3%の増収となり、セグメント利益は5億26百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ2億70百万円の増益となりました。

財政状態につきましては、総資産が4,234億円と前連結会計年度末に比べ32億円の減少となりました。流動資産は、棚卸資産は増加したものの、その他の流動資産の減少により、3億円増加の2,366億円となりました。非流動資産は、有形固定資産の減少等により、35億円減少の1,869億円となりました。

負債は、借入金の減少等により、242億円減少の2,857億円となりました。

資本は、親会社の所有者に帰属する四半期利益の計上による利益剰余金の増加等により、210億円増加の1,377億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は674億円となり、前連結会計年度末に比べ13億円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は73億円(前第2四半期連結累計期間比64億円の収入増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は59億円(前第2四半期連結累計期間比7億円の支出減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は30億円(前第2四半期連結累計期間は189億円の収入)となりました。主な流出は、長期借入金の返済による支出359億円であり、主な流入は株式の発行による収入123億円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第 2 四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに定めた基本方針はありません。

(5) 研究開発活動

当第 2 四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,917百万円であります。報告セグメントごとの内訳は、A C (オートモーティブコンポーネンツ) 事業で1,894百万円、H C (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業で907百万円、航空機器事業で47百万円となります。

なお、当第 2 四半期連結累計期間において記載すべき重要な事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第 2 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,300,000
A種優先株式	125
計	57,300,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は57,300,125株であり、当社定款に定める発行可能株式総数57,300,000株を超過いたしますが、発行可能種類株式総数の合計が、発行可能株式総数以下であることにつきましては、会社法上求められておりません。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,748,431	25,748,431	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株 (注)1.
A種優先株式	125	125	非上場	単元株式数 1株 (注)2.
計	25,748,556	25,748,556		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式です。

(注)2. A種優先株式の内容は次のとおりです。

剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) 優先配当金の額

A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、A種優先株式の払込金額に、配当基準日が2026年3月末日までに終了する事業年度に属する場合、年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2027年4月1日以降に終了する事業年度に属する場合、年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。また、配当基準日が2027年3月末日に終了する事業年度に属する場合、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、当該配当基準日が2026年4月1日から2026年6月28日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年4月1日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、当該配当基準日が2026年6月29日から2027年3月末日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年6月29日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額に、2026年6月28日が配当基準日となっ

たと仮定した場合に算出されるA種優先配当金の額を加えた金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定による控除は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して実際に支払われた日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、当該事業年度が2027年3月末日に終了する事業年度の場合は、2026年4月1日から2026年6月28日までの期間を年率7.5%、2026年6月29日から2027年3月31日までの期間を年率8.5%の利率で、当該事業年度が2027年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.5%の利率で、単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。当社は、剰余金の配当を行う場合に、本号に従い累積した不足額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）について、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当として支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

残余財産の分配

(1) 優先配当金

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）および当事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）を加えた金額を金銭により分配する。

「前事業年度A種未払配当金相当額」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、A種累積未払配当金相当額に含まれる場合を除く。）をいう。

「当事業年度A種未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とし、以下本号において同じ。）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、剰余金の配当(2)優先配当金の額に従って日割計算で算出される優先配当金の額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として実際に支払われた配当（A種累積未払配当金相当額および前事業年度A種未払配当金相当額を除く。）がある場合における当該配当の合計額を控除した金額をいう。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前号に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、第4号に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、第4号に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第6号に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、3,150円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

3. 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{（既発行普通株式数）} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（既発行株式数）} + \text{自己株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用

して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

5. 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本5.において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記1.乃至3.のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

1. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
2. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
3. その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先株式の数} \times \left(\begin{array}{l} (100,000,000\text{円}) \\ + \text{A種累積未払配当金相当額} \\ + \text{前事業年度A種未払配当金相当額} \\ + \text{当事業年度A種未払配当金相当額} \end{array} \right)}{\text{転換価額}}$$

なお、本号においては、残余財産の分配(1)優先分配金に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

(5) 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5号に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 転換に係る制限

本項の他の規定にかかわらず、A種優先株主は、転換請求に基づき交付される普通株式の累計数が2,574,843株（普通株式につき株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整される。）を超えることとなる転換請求を行うことができない。

(8) 米国1956年銀行持株会社法（Banking Holding Company Act of 1956）（以下「BHC法」という。）

本項の他の規定にかかわらず、BHC法の適用を受け、本号および次号に従う旨の書面による撤回不能の通知を当社に対して行ったA種優先株主（当該通知をしたA種優先株主を、以下「BHC株主」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求後にBHC株主およびその関係会社（BHC法第2条(k)に定める「affiliate」をいう。以下本号において同じ。）が有することとなる普通株式の合計数が発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の4.99%（またはBHC法第4条(k)にかかわらずBHC法第4条(c)(6)により許容される割合が改正によりこれを下回るか若しくは上回る割合に変更された場合には当該割合）を超えることとなる場合には、当該超過部分に対応する転換請求をすることができない。なお、BHC株主は、当社の普通株式または普通株式の交付を受けることができるその他の証券若しくは権利（普通株式を目的とした新株予約権およびA種優先株式を含む。）を有する関係会社がある場合は、当社に対して書面により通知しなければならない。

(9) BHC株主からの譲受人

本項の他の規定にかかわらず、BHC株主からA種優先株式を譲り受けた者（以下「特定譲受人」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求をすることができない。ただし、特定譲受人が、以下の(a)から(c)までに定めるBHC株主によるA種優先株式の譲渡によりA種優先株式を譲り受けた場合は、この限りでない。

(a) BHC株主が広く公に行ったA種優先株式の売出し

(b) 特定譲受人を含むいずれの譲受人も、自らまたは他の者と共同して、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の2%以上を取得することができるA種優先株式を譲り受けない譲渡

(c) BHC株主から株式を譲り受けるより前に当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の過半数を有する者に対する譲渡

現金対価の取得条項

(1) 現金対価の取得条項の内容

当社は、2026年6月28日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下「償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2号に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本号においては、残余財産の分配(1)優先分配金に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割および株式無償割当て

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日		普通株式 25,748,431 A種優先株式 125		27,647		191

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,010	11.78
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,965	7.69
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,119	4.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,005	3.93
日立建機株式会社	東京都台東区東上野二丁目16番1号	892	3.49
K Y B 協会会社持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	887	3.47
みずほ信託銀行株式会社 退職給 付信託 みずほ銀行口 再信託受 託者 株式会社日本カストディ銀 行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	612	2.39
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	591	2.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	491	1.92
大田宣明	兵庫県神戸市垂水区	485	1.90
計		11,057	43.29

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、株式会社みずほ銀行が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、当該議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。
3. 2021年1月5日付で日本バリュー・インベスターズ株式会社より大量保有報告書にかかる変更報告書が関東財務局長に提出されており、以下のとおり2020年12月31日現在で956千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日本バリュー・インベスターズ 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	956	3.71

4. 2021年7月21日付で三井住友信託銀行株式会社より大量保有報告書が関東財務局長に提出されており、以下のとおり2021年7月15日現在で1,292千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	926	3.60
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	366	1.42
計		1,292	5.02

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 125		(注)1.
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 206,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,494,500	254,945	
単元未満株式	普通株式 47,831		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	25,748,556		
総株主の議決権		254,945	

(注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K Y B 株式会社	東京都港区浜松町 二丁目4番1号	206,100		206,100	0.80
計		206,100		206,100	0.80

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		68,700	67,412
営業債権及びその他の債権		98,898	97,518
棚卸資産		53,997	59,295
その他の金融資産	13	1,112	2,579
その他の流動資産		13,545	9,750
流動資産合計		236,252	236,553
非流動資産			
有形固定資産	6	160,308	158,306
のれん	6	248	250
無形資産	6	4,106	3,818
持分法で会計処理されている投資		4,924	5,117
その他の金融資産	13	15,647	15,479
その他の非流動資産		3,375	2,093
繰延税金資産		1,775	1,789
非流動資産合計		190,383	186,852
資産合計		426,635	423,405

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		74,437	68,745
借入金		70,010	87,363
未払法人所得税		1,662	1,565
その他の金融負債	13	27,068	27,941
引当金	7	28,466	23,101
その他の流動負債		2,837	2,000
流動負債合計		204,480	210,717
非流動負債			
社債及び借入金		54,836	26,325
退職給付に係る負債		6,715	5,403
その他の金融負債	13	30,152	29,314
引当金	7	5,383	5,456
その他の非流動負債		820	806
繰延税金負債		7,523	7,699
非流動負債合計		105,430	75,003
負債合計		309,910	285,720
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	8	27,648	27,648
資本剰余金	8	29,414	39,745
利益剰余金		49,579	59,070
自己株式		603	604
その他の資本の構成要素		4,645	5,580
親会社の所有者に帰属する持分合計		110,683	131,438
非支配持分		6,043	6,248
資本合計		116,726	137,685
負債及び資本合計		426,635	423,405

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	10	138,825	185,882
売上原価		118,125	147,857
売上総利益		20,699	38,025
販売費及び一般管理費		22,118	26,358
持分法による投資損益(は損失)		181	247
その他の収益		1,342	970
その他の費用	11	2,413	913
営業利益又は営業損失()		2,671	13,797
金融収益		550	373
金融費用		1,311	1,496
税引前四半期利益又は 税引前四半期損失()		3,432	12,674
法人所得税費用		469	2,565
四半期利益又は四半期損失()		3,901	10,109
四半期利益又は四半期損失()の帰属			
親会社の所有者		3,757	9,502
非支配持分		144	607
四半期利益又は四半期損失()		3,901	10,109
基本的1株当たり四半期利益 基本的1株当たり四半期利益又は 四半期損失()(円)	12	147.08	362.45

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
売上高		78,408	90,963
売上原価		67,286	72,576
売上総利益		11,122	18,386
販売費及び一般管理費		10,909	13,099
持分法による投資損益(は損失)		230	156
その他の収益		734	106
その他の費用		192	1,440
営業利益		524	6,777
金融収益		118	53
金融費用		678	795
税引前四半期利益又は 税引前四半期損失()		36	6,035
法人所得税費用		63	922
四半期利益		27	5,113
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		70	4,822
非支配持分		43	291
四半期利益		27	5,113
基本的1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	2.75	179.54

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期利益又は四半期損失()		3,901	10,109
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		2,332	4
確定給付制度の再測定		1	12
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		0	2
合計		2,331	6
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		450	531
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		167	287
合計		282	818
その他の包括利益合計		2,614	824
四半期包括利益		1,287	10,933
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,174	10,426
非支配持分		113	507
合計		1,287	10,933

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
四半期利益		27	5,113
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		806	329
確定給付制度の再測定		1	30
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		7	1
合計		800	360
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		382	22
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		226	24
合計		157	45
その他の包括利益合計		643	405
四半期包括利益		670	5,518
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		798	5,307
非支配持分		128	212
合計		670	5,518

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第 2 四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2020年 4 月 1 日残高		27,648	29,414	19,617	602
四半期包括利益					
四半期損失()		-	-	3,757	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	3,757	-
所有者との取引額					
所有者による抛及及び所有者への分配					
新株の発行		-	-	-	-
株式発行費用		-	-	-	-
資本金から資本剰余金への振替		-	-	-	-
自己株式の取得		-	-	-	0
剰余金の配当	9	-	-	-	-
利益剰余金への振替		-	-	4	-
所有者による抛及及び所有者への分配合計		-	-	4	0
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	4	0
2020年 9 月30日残高		27,648	29,414	15,863	602

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
		その他の 包括利益 を通じて 測定する 金融資産の 公正価値の 純変動	確定給付 制度の 再測定	在外営業 活動体の 為替換算 差額	合計			
2020年4月1日残高		2,120	-	4,103	1,983	74,094	5,721	79,815
四半期包括利益								
四半期損失()		-	-	-	-	3,757	144	3,901
その他の包括利益		2,332	0	251	2,583	2,583	31	2,614
四半期包括利益合計		2,332	0	251	2,583	1,174	113	1,287
所有者との取引額								
所有者による拠出及び 所有者への分配								
新株の発行		-	-	-	-	-	-	-
株式発行費用		-	-	-	-	-	-	-
資本金から資本剰余金への 振替		-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得		-	-	-	-	0	-	0
剰余金の配当	9	-	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替		3	0	-	4	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		3	0	-	4	0	-	0
子会社に対する所有持分の 変動額								
剰余金の配当		-	-	-	-	-	285	285
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-	-	285	285
所有者との取引額合計		3	0	-	4	0	285	285
2020年9月30日残高		4,448	-	3,852	596	72,920	5,323	78,243

当第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2021年4月1日残高		27,648	29,414	49,579	603
四半期包括利益					
四半期利益		-	-	9,502	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	9,502	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
新株の発行	8	6,250	6,250	-	-
株式発行費用		-	254	-	-
資本金から資本剰余金への振替	8	6,250	6,250	-	-
自己株式の取得		-	-	-	1
剰余金の配当	9	-	1,916	-	-
利益剰余金への振替		-	-	11	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	10,330	11	1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	10,330	11	1
2021年9月30日残高		27,648	39,745	59,070	604

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
		その他の 包括利益 を通じて 測定する 金融資産の 公正価値の 純変動	確定給付 制度の 再測定	在外営業 活動体の 為替換算 差額	合計			
2021年4月1日残高		3,805	-	840	4,645	110,683	6,043	116,726
四半期包括利益								
四半期利益		-	-	-	-	9,502	607	10,109
その他の包括利益		4	11	916	924	924	100	824
四半期包括利益合計		4	11	916	924	10,426	507	10,933
所有者との取引額								
所有者による拠出及び 所有者への分配								
新株の発行	8	-	-	-	-	12,500	-	12,500
株式発行費用		-	-	-	-	254	-	254
資本金から資本剰余金への 振替	8	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得		-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当	9	-	-	-	-	1,916	-	1,916
利益剰余金への振替		22	11	-	11	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		22	11	-	11	10,329	-	10,329
子会社に対する所有持分の 変動額								
剰余金の配当		-	-	-	-	-	303	303
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-	-	303	303
所有者との取引額合計		22	11	-	11	10,329	303	10,027
2021年9月30日残高		3,823	-	1,756	5,580	131,438	6,248	137,685

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益又は税引前四半期損失()		3,432	12,674
減価償却費及び償却費		9,195	9,293
減損損失		666	163
減損損失戻入益		20	53
有形固定資産売却益		32	16
退職給付に係る資産及び負債の増減額		133	17
製品保証引当金の増減額(は減少)	7	9,382	6,307
金融収益		550	373
金融費用		1,311	1,496
持分法による投資損益(は利益)		181	247
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		11,965	1,613
棚卸資産の増減額(は増加)		3,550	4,992
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		16,567	5,469
その他		4,044	909
小計		796	8,673
利息の受取額		29	129
配当金の受取額		1,026	446
利息の支払額		991	1,205
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)		48	217
独占禁止法関連損失の支払額		-	529
営業活動によるキャッシュ・フロー		908	7,297
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		535	1,510
定期預金の払出による収入		303	99
有形固定資産の取得による支出		6,649	4,521
有形固定資産の売却による収入		355	85
その他の金融資産の取得による支出		2	17
その他の金融資産の売却による収入		11	211
その他		124	244
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,640	5,896

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		3,414	5,138
リース負債の返済による支出		2,503	2,862
長期借入金による収入		22,343	11,941
長期借入金の返済による支出		5,486	35,882
社債の発行による収入		-	6,966
セール・アンド・リースバックによる収入		1,514	1,603
株式の発行による収入		-	12,271
借入手数料の支払額		55	-
自己株式の取得による支出		0	1
配当金の支払額	9	-	1,916
非支配持分への配当金の支払額		285	303
財務活動によるキャッシュ・フロー		18,943	3,044
現金及び現金同等物に係る換算差額		195	355
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		13,405	1,288
現金及び現金同等物の期首残高		50,423	68,700
現金及び現金同等物の四半期末残高		63,828	67,412

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

K Y B 株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社です。当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の主な事業内容は、油圧緩衝器・油圧機器の製造・販売並びに各事業に関連するサービス業務等を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しています。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社グループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社グループの2021年9月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、2021年11月5日に当社代表取締役社長執行役員大野雅生及び当社代表取締役副社長執行役員加藤孝明によって承認されております。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として測定しています。

(3) 表示通貨及び単位

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は、当社の機能通貨である日本円であり、百万円未満を四捨五入していません。

3. 重要な会計方針の要約

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業本部又は事業部を置き、各事業本部又は事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従来、事業セグメントは「AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業」、「HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業」、「システム製品」、「航空機器事業」、「特装車両事業」及びそのいずれにも属さない「電子機器等」によって区分しておりましたが、「システム製品」については当社グループ再編に伴い事業管理区分の見直しを行った結果、当第2四半期連結累計期間より「HC事業」に含めております。

また、上記に伴い報告セグメントにつきましても、セグメント管理区分の見直しを行った結果、当第2四半期連結累計期間より「システム製品」を「HC事業」に含めて開示しております。

なお、「特装車両事業」及び「電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しております。したがって、当社グループは、「AC事業」、「HC事業」及び「航空機器事業」の3つを報告セグメントとしております。

「AC事業」は、四輪車用・二輪車用油圧緩衝器及びパワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器等を生産しております。「HC事業」は、建設機械向けを主とする産業用油圧機器、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等を生産しております。「航空機器事業」は、航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等を生産しております。

なお、各セグメントにおける主要製品は、下記のとおりであります。

セグメント		主要製品
報告セグメント	AC事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
	HC事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ、舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
	航空機器事業	航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置
その他	特装車両事業 電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要な会計方針の要約」における記載と同一であります。

報告セグメントの損益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	航空機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	81,827	51,118	1,898	134,843	3,982	138,825	-	138,825
セグメント間の 内部売上高又は振替高	279	362	-	640	60	700	700	-
計	82,106	51,480	1,898	135,483	4,042	139,525	700	138,825
セグメント損益 (は損失)	1,307	455	828	1,680	256	1,424	6	1,418
持分法による投資損失 ()	151	31	-	181	-	181	-	181
その他の収益・費用 (純額)	360	527	219	1,106	34	1,072	-	1,072
営業損益(は損失)	1,818	102	1,047	2,967	290	2,677	6	2,671
金融収益・費用(純額)								761
税引前四半期損失()								3,432

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	航空機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	110,991	67,952	1,910	180,853	5,029	185,882	-	185,882
セグメント間の 内部売上高又は振替高	475	396	-	870	41	911	911	-
計	111,466	68,348	1,910	181,723	5,069	186,793	911	185,882
セグメント損益 (は損失)	7,109	5,877	1,879	11,107	526	11,633	34	11,667
持分法による投資利益	190	57	-	247	-	247	-	247
その他の収益・費用 (純額)	181	2,102	23	1,897	14	1,883	-	1,883
営業損益(は損失)	7,118	8,035	1,902	13,251	512	13,763	34	13,797
金融収益・費用(純額)								1,123
税引前四半期利益								12,674

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額34百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「システム製品」については報告セグメントとしておりましたが、当社グループ再編に伴いセグメント管理区分の見直しを行った結果、当第2四半期連結累計期間より「H C 事業」に含めて開示しております。

このため、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

6.有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	のれん	無形資産
2021年4月1日	160,308	248	4,106
取得	7,014	-	38
自己創設	-	-	68
処分等	204	-	0
減価償却費及び償却費	8,786	-	410
減損損失	110	-	-
為替換算差額	198	2	20
その他	114	-	4
2021年9月30日	158,306	250	3,818

7.引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
製品保証引当金(注)1.2.	25,867	19,582
その他(注)3.	7,982	8,976
合計	33,849	28,557
流動	28,466	23,101
非流動	5,383	5,456

(注)1. 製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく連結会計年度の売上高に対応する発生見込額に、発生した品質保証費用の実状を考慮した保証見込額を加えて計上しており、当該製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、2,845百万円(前連結会計年度3,537百万円)であります。

(注)2. 2019年3月期において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行っております。

なお、当第2四半期連結会計期間においては、2021年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー450本、制振用オイルダンパー964本の合計1,414本)を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、16,737百万円(前連結会計年度22,331百万円)であります。

(注)3. その他には、訴訟や補償などの支払に備えた引当金が含まれておりますが、当社及び当社子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号92項に従い個別に記載しておりません。

8. 資本金及びその他の資本項目

当社は、2021年6月28日に、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、明治安田生命保険相互会社、株式会社大垣共立銀行、株式会社七十七銀行、損害保険ジャパン株式会社、芙蓉総合リース株式会社及びみずほリース株式会社に対し、株主総会において議決権を有しないA種優先株式を、第三者割当により発行いたしました。これにより、資本金、資本剰余金がそれぞれ6,250百万円増加しております。

なお、株式の発行と同時に、資本金の額を減少し、資本剰余金へ振り替えたことにより、資本金が6,250百万円減少し、資本剰余金が6,250百万円増加しております。

9. 配当金

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における配当金支払額は、以下のとおりです。

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,916	75.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	1,149	45.00	2021年9月30日	2021年12月9日
2021年11月5日 取締役会	A種優先株式	244	1,952,054.80	2021年9月30日	2021年12月9日

10. 売上高

当社グループの事業は、A C（オートモーティブコンポーネンツ）事業、H C（ハイドロリックコンポーネンツ）事業、航空機器事業及びその他により構成されており、当社グループでは、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループでは、これらの事業を通じて得られる収益を売上高として表示しています。また、売上高は主要な製品別に分解しています。これらを分解した売上高と注記「5. セグメント情報」で記載しているセグメント別の売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	主要な製品	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
A C 事業	四輪車用油圧緩衝器	61,069	80,991
	二輪車用油圧緩衝器	9,274	15,772
	四輪車用油圧機器	9,747	11,880
	その他製品	1,737	2,348
	小計	81,827	110,991
H C 事業	産業用油圧機器	44,946	61,608
	システム製品	2,518	2,060
	その他製品	3,653	4,283
	小計	51,118	67,952
航空機器事業	航空機用油圧機器	1,898	1,910
	小計	1,898	1,910
その他	特装車両	3,605	4,411
	電子機器等	377	618
	小計	3,982	5,029
合計		138,825	185,882

(注) 金額は、外部顧客への売上高で表示しています。

11. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
製品保証引当金繰入額(注)	3,256	3,001
製品保証対策費(注)	3,518	1,004
その他	2,152	1,084
合計	2,413	913

(注) 2019年3月期において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人件費等の諸費用のうち、当第2四半期連結累計期間に発生した費用を製品保証対策費として計上し、第3四半期以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

12. 1 株当たり四半期利益

基本的 1 株当たり四半期利益又は四半期損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

なお、希薄化後 1 株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
親会社の所有者に帰属する 四半期利益又は四半期損失 () (百万円)	3,757	9,502
親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	244
基本的 1 株当たり四半期利益の計算に 使用する四半期利益又は四半期損失 () (百万円)	3,757	9,258
期中平均普通株式数 (株)	25,543,179	25,542,446
基本的 1 株当たり 四半期利益又は四半期損失 () (円)	147.08	362.45

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 2021年 7 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	70	4,822
親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	236
基本的 1 株当たり四半期利益の計算に 使用する四半期利益 (百万円)	70	4,586
期中平均普通株式数 (株)	25,543,156	25,542,371
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	2.75	179.54

13. 金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格 (レベル1)	重要なその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能なインプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	13,376	-	-	13,376
非上場株式	-	-	736	736
デリバティブ	-	0	-	0
その他	-	294	92	386
合計	13,376	295	828	14,500
純利益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

当第2四半期連結会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格 (レベル1)	重要なその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能なインプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	13,256	-	-	13,256
非上場株式	-	-	768	768
デリバティブ	-	-	-	-
その他	-	317	92	409
合計	13,256	317	860	14,433
純利益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	0	-	0
合計	-	0	-	0

前連結会計年度及び当第2四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2、及びレベル3の間での振替は該当ありません。

(2) レベル2、3に区分される公正価値測定に関する情報

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値評価の方法は、当該非上場株式及び出資金の当社の持分比率から計算された純資産額又は会員権評価額と評価前帳簿価額を比較し、純資産額又は会員権時価が評価前帳簿価額を下回った場合、当該金額をその他の包括利益として計上しております。

(3) レベル3に分類された金融商品の増減

前連結会計年度及び当第2四半期連結累計期間において、レベル3に分類される金融商品の重要な増減はありません。

(4) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

14. 偶発負債

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、2019年3月期において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実(以下、「本件」といいます。)が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整(原点調整)を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。その金額につきましては、「7.引当金」に記載のとおりです。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上しておりません。なお、IAS第37号86項各号に定める事項については、金額記載が困難であるため記載しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(独占禁止法関連)

当社は、2015年9月16日(米国時間)、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

しかしながら、当該事件に関連して、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、係属中の訴訟などの支払に備えた引当金を計上しておりますが、当社及び当社子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号92項に従い訴訟等に係る詳細な内容は開示しておりません。

15. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年11月5日開催の取締役会において、2021年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行う決議いたしました。

(1) 普通株式

配当金の総額	1,149百万円
1株当たりの金額	45円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月9日

(2) A種優先株式

配当金の総額	244百万円
1株当たりの金額	1,952,054円80銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月 8 日

K Y B 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 直 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御 厨 健 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開 内 啓 行

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK Y B株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、K Y B株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記14．偶発負債に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等については、製品保証引当金を計上している。一方、現時点においては、当該事象に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。